

❗ 災害に関連した消費者トラブルをご紹介します!!

平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。
この度の災害に限らず、災害が発生すると**便乗商法**や**点検商法**など、災害を口実にした様々な勧誘が増加する傾向にあります。また被災地はもちろん、被災地ではない場所でもトラブルが発生することがあります。一般的に起こりやすい事例をご紹介しますので、注意しましょう。

◆被災地で起こりやすいトラブル

「修理費用は**保険金**で全額まかなえる」などと言われたので、被災した家屋の修理の契約をしたが、高額なように思う。後日解約しようとする、高額な解約料を請求された。

「被災した家屋の修理を当社と契約すれば、**行政から補助金**が出ますよ」と突然業者が訪問してきたが、本当のことなのだろうか。



「**災害後の無料点検**」と言って突然訪問してきた業者に、「家が浸水したでしょう。床下が危ない」と不安にさせられ、焦って高額な修理と床下換気扇の契約をした。落ち着いて考えると、本当に必要な修理なのか疑問に思えてきた。



公的機関を装い「何か困っていることはありませんか」と訪問してきた。作業を頼んだ後で高額な料金を請求された。

賃貸アパートが浸水し全壊の判定を受けたが、家賃を請求されてきた。**賃貸借契約**に基づき支払う必要があるのか。

自動車の修理を修理屋に依頼し、1週間後に受け取りに行くことにしていた。2日後に修理屋から「豪雨で車が水没している」と連絡があった。修理屋は車を退避させておくべきだったのではないかと悩んでいる。

◆被災地以外でも起こりやすいトラブル

「**高齢者施設の入居権**があなたに当選している。被災者のために権利を譲ってくれば高く買い取る」などと言って、家に電話がかかってきた。被災地のためなら協力したいと思うが、本当の話だろうか。

公的機関や〇〇赤十字社、〇〇募金会などを名乗り、**義援金を振り込む**よという葉書が届いた。そういう機関が義援金を振り込むよという葉書を送ってくることもあるのだろうか。

アドバイス

- 「行政から補助金が出る」「保険金でまかなえる」などと勧誘された場合は、その話が本当かどうか、その行政機関や保険会社に直接確認をしましょう。
- 修理契約は焦ってその場で即決せず、複数の業者から見積りを取るなどしてから慎重に契約しましょう。
- ボランティアに仕事を依頼する場合や、義援金を送る場合は、信頼できる団体を通じて行いましょう。



不審に思ったら、契約したりお金を支払う前に、消費生活センターにご相談ください。

知っ得

なっとく

2018.9
No.199



災害に関連した消費者トラブルにご注意!

消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています!



広島市消費生活センター
TEL082-225-3300
(消費生活相談用)
●受付時間/10:00~19:00
●火曜日と12月29日~1月3日は休み



広島市ホームページ
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

▶ **暮らし・手続き** ▶ **消費生活**

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

広島弁護士会よりお知らせ

弁護士による災害相談ダイヤル

このたびの豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援、生活・事業に関することなど)がありましたら、なんでも弁護士にご相談下さい。

0120-611-613 (通話料・相談料ともに無料)

(受付時間:毎日12時~16時/土日祝日含む)

主催:広島弁護士会 / 共催:日弁連・テラス